

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型
S型）技術提案簡易評価型、余裕期間制度（発注
者指定方式）、「建設業法第26条第3項ただし書の
規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術
者）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対し
て総合評価における加点を行う工事である。

令和4年10月18日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 動物医薬品検査所（22）建築その

他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案
件）

(3) 工事場所 茨城県つくば市観音台2丁目

1-22、1-23

(4) 工事内容

敷地面積 23,369m²

1. 建物

1) 本庁舎

構造 鉄筋コンクリート造 地上4階

建築面積 約1,300m²

延べ面積 約5,400m²

用途 研究施設

工事内容 新築

2) 動物実験施設

構造 鉄筋コンクリート造 地上3階

建築面積 約600m²

延べ面積 約1,300m²

用途 研究施設

工事内容 新築

他新築4棟

2. その他 工作物、外構、エレベーター設

備他

(5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

工期：令和5年4月3日から令和7年1月31日まで（余裕期間：契約締結の翌日から令和5年4月2日まで）

(6) 使用する主要な資機材 コンクリート 約7,100m³、鉄筋 約1,000 t、鉄骨 約100 t

(7) 本工事は、入札時に技術提案〔VE提案〕を受け付けるとともに「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する〔総合評価落札方式（技術提案評価型S型）〕の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

- (8) 本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
- 詳細は、入札説明書による。
- (9) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－１による。
- ①「ワンデーレスポンス」実施工事
 - ②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
 - ③建設リサイクル法対象工事
 - ④現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
 - ⑤技術提案簡易評価型
 - ⑥CCUS活用推奨モデル営繕工事
 - ⑦週休２日促進工事（発注者指定方式）
- (10) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発

注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格とする工事である。
詳細は入札説明書による。

(11) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

(12) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

- (4) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設

工事共同企業体については適用しない。)

(ア) 次の 1 から 3 の要件のすべてを満たす

建築物の新築又は増築工事

1. 建物用途 研究施設（実験室を有するものに限る。）、類似施設又は複合用途施設

- ・類似施設とは、実験室、研究室（実験を行うものに限る。）、これらに類する室及び付属する共用部分の合計面積が全体の $1/2$ を超える施設又は病院（20人以上の患者を入院させるための施設を有し、手術室を有するものに限る。）をいう。

- ・複合用途施設とは、研究施設（実験室を有するものに限る。）、類似施設部分の合計面積が全体の $1/2$ を超える施設をいう。ただし、研究施設（実験室を有するものに限る。）、類似施設部分の合計面積が、3. の延べ面積以上である施設でもよい。

2. 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コ

ンクリート造又は鉄骨造

地上2階以上

3. 延べ面積 3,000m²以上（建築物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は、下記（イ）の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

（イ） 次の1から2の要件のすべてを満たす建

築物の新築又は増築工事

1. 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

2. 延べ面積 1,000m²以上（建築物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。）

ただし、申請できる施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

上記（ア）、（イ）の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) 工事全般の施工計画が適正であること。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者

を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- ① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

- ② 1人の者が、平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等

を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

（ア）次の1から3の要件のすべてを満たす

建築物の新築又は増築工事

1. 建物用途 独立住宅、集合住宅、倉庫、車庫、工場及び体育館（これらに類するものを含む）以外のもの
2. 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
3. 延べ面積 1,000m²以上（建築物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。）

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事

を経験として認めない。また、軽微なもの

（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。

上記（ア）の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記（ア）の工事経験を有していればよい。

なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入

札説明書別記様式－１－１で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

- ① 入札参加者は「価格」、「技術提案〔VE提案〕」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落

札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価

点」の最高点を30点、及び「加算点」の
最高点を64点とする。

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制

限の範囲内での入札参加者のうち、下記

(ア)、(イ)、(ウ)のそれぞれの評価項目毎に評
価を行い加算点を算出する。また、「施工体
制評価点」は下記(エ)の評価項目を評価して
算出する。なお、「施工体制評価点」の低い
者に対しては「加算点」を減ずる場合があ
る。

(ア) 技術提案〔VE提案〕の項目として「品質

確保及び生産性向上に関する具体的な提
案」

(イ) 工事全般の施工計画

(ウ) 賃上げの実施に関する評価

(エ) 施工体制（施工体制評価点）

③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は

入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

- ④ ②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面並びに標準仕様書に規定する標準的な施工及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②(ア)の技術提案〔VE提案〕、②(イ)の工事全般の施工計画、②(ウ)賃上げの実施に関する評価並びに②(エ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。
- なお、②(ア)の技術提案〔VE提案〕を行わない者は、②(イ)(ウ)(エ)の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

- ⑤ ②(ア)の「品質確保及び生産性向上に関する

る具体的な提案」の技術提案〔VE提案〕については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（3点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(イ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（8点）、Ⅰ（0点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②(ウ)の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、4点の加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は0点とする。

- (3) (2)②(ア)、(イ)、(ウ)の評価基準の詳細は入札説明書による。
- (4) (2)②(ア)「品質確保及び生産性向上に関する具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に5点減ずる。
- (5) (2)②(イ)で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、5点を減ずる。
- (6) (2)②(ウ)で求めた、賃上げの実施に関する評価については、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総務部

契約課が通知する減点措置の開始の日から 1 年間に政府調達の実績評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については 1 点大きな配点）の減点を行う。

4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 17 階 関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話 048-601-3151（代）内線 2525 電子メール ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。

交付期間は令和 4 年 10 月 18 日から令和 5 年 2 月

1 日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機

関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）

第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下

「休日」という。))を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、令和4年10月18日から令和5年2月1日までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし最終日は、9時15分から12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和4年10月18日から令和4年11月15日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和4年10月18日から令和4年11月15日までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は15時00分まで）に上記

4 (1)へ郵送、託送又は電子メール（書留郵便等、記録の残るものに限る。電子メールの場合は着信確認を行うこと。以下「郵送等」という。）又は持参すること。

- (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、
場所及び方法 令和4年12月19日から令和5年
2月1日まで 〒330-9724 埼玉県さいたま
市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁
舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課
契約第二係
電話048-601-3151(代) 郵送（書留郵便に限る。
提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記
録の残るものに限る。提出期間内必着。）によ
り提出すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の
提出方法 入札書は、電子入札システムにより
提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場
合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留
郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、

令和 5 年 2 月 1 日12時00分。

② 持参による入札の受領期限は、令和 5 年 2

月 1 日12時00分 関東地方整備局総務部契

約課にて入札すること。

③ 郵送等による入札の受領期限は、令和 5 年

2 月 1 日12時00分 送付先は、関東地方整

備局総務部契約課契約第二係。

開札は、令和 5 年 2 月 6 日13時30分関東地

方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は

除く。）を予定する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語

及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日

本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行

さいたま新都心支店))。ただし、利付国債

の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀

行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）
をもって入札保証金の納付に代えることが
できる。また、入札保証保険契約の締結を
行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、
入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日
本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行
さいたま新都心支店））。ただし、利付国債
の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金
融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱
官庁 関東地方整備局）をもって契約保証
金の納付に代えることができる。また、公
共工事履行保証証券による保証を付し、又
は履行保証保険契約の締結を行った場合は、
契約保証金を免除する。なお、契約の締結
と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格
のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の
記載をした者のした入札及び入札に関する条件
に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 上記 3 (1)①に定めると

ころに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするところがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、

設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提

案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書等による。

- (6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (7) 本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案〔VE提案〕により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書〔VE提案〕を提出すること。ただし、技術提案〔VE提案〕が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

- (8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられている
工事において、調査基準価格を下回った価格
をもって契約する場合には、監理技術者
とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求
めることがある（詳細は入札説明書参照。）。
- (9) 手続における交渉の有無 無。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契
約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約
により締結する予定の有無 無
- (12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限
る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒア
リングに際して追加資料の提出を求めることが
ある。
- (13) 技術提案の採否 技術提案の採否について
は、競争参加資格の確認の通知に併せて通知す
る。
- (14) 競争参加資格の確認の通知において、VE提案
により競争参加資格を認められた者は当該提案
に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、

標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(15) 関連情報を入手するための照会窓口 上記

4 (1)に同じ。

(16) 一般競争参加資格の認定を受けていない者

の参加 上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格

の認定を受けていない者も上記 4 (3)により申

請書及び資料を提出することができるが、競争

に参加するためには、開札の時に於いて、当該

一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参

加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、

「競争参加者の資格に関する公示」（令和 2 年

10月 1 日付け国土交通省大臣官房会計課長、

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公

示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設

共同企業体である場合においては、その代表

者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場

合においては、日本国内の主たる営業所の所

在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定

める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330—9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2—1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 電話048—601—3151(代)）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(17) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(18) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :HIROSE Masayoshi
Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

(2) Classification of the services to be procured : 41

- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the National Veterinary Assay Laboratory Building (22).
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3:00 P.M. 15 November 2022.
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12:00 P.M. (noon) 1 February 2023 (tenders brought with or submitted by mail : 12:00 P.M. (noon) 1 February 2023).
- (6) Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama Shintoshin National Government Building Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9724 Japan TEL 048-601-3151 (ex2525)